

(全保教)教育体制委員会

保健師教育課程の質を保証する評価基準(2024年改訂)

【前文】

目的: 会員校が「保健師教育課程の質を保証する評価基準」をもとに教育体制整備のための自己点検評価を行うことにより、それぞれの個性や特色を発揮しつつ、主体的な教育研究活動が展開できることを目的とする。

構成: 改訂する評価基準は9基準により構成され、基準5は4つの下位基準をもつ。各基準の下位項目群を自己点検することにより、網羅的、体系的に保健師教育課程の質を評価するものであり、結果の推移をみることにより改善に向けた取り組みの評価が可能となる。なお、本評価項目を用いて点検する教育内容は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第二条(保健師学校養成所の指定基準)の別表一に定められた教育内容を指す。

基準1 保健師教育課程の理念と目的	
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
評価の意図	保健師教育課程では、保健師という看護専門職についての深い理解のもと、教育機関の掲げる教育理念と教育目的に則り、保健師教育によりどのような保健師を育てるのか、そのために目指すべき保健師教育について明確にしなければならない。保健師教育課程には、看護師教育への明確な上乘せ教育の課程(大学院、大学専攻科、短期大学専攻科、専修学校)に加え、学部選択制(選抜制、自由選択制など)および学部統合教育(入学者全員が保健師教育科目の単位履修を卒業要件とする)の看護師教育との一貫教育課程がある。さらに、保健師教育課程が単独の教育機関である場合と、教育機関の一部に保健師教育課程をおく場合がある。 そのため、この基準では、いずれの教育機関・教育課程であっても「保健師教育課程」について評価するものである。具体的には、保健師教育課程の位置づけと保健師教育の理念・目的・目標について評価する。これらは各教育機関の理念に則るものであり、学内外に表明されるべきものである。
1-1 教育機関の理念・目的に則り、保健師教育課程が位置付けられている	保健師教育課程を設置する教育機関の教育理念・目的に則り、保健師教育の理念・目的が定められ、明文化されているか。 ・保健師教育の理念に基づき、保健師教育課程(大学院、大学専攻科、短期大学専攻科、専修学校、学部選択制、学部統合教育)が決定されているか。 【大学院】学校教育法第九十九条「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」 【大学】教育基本法第七条「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」 学校教育法第八十三条「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」 大学設置基準第二条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」、第五条「学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。」 【大学専攻科】学校教育法第九十一条「大学には、専攻科及び別科を置くことができる。大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、(以下、省略)」
1-2 保健師教育課程の学生に卒業を認定する基本的な方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に定め、公開している	輩出する保健師人材像を明確化しているか。 ・各教育機関の教育理念と独自性・特色をふまえ、保健師教育課程の卒業認定・学位授与の基本的な方針(Diploma Policy [DP ディプロマ・ポリシー])を定めているか。 (※課程の卒業生/修了生がどのような力を身に付けるべきかの考え) ・その方針が組織の中で共有されているか。 ・学外に公表しているか。 【大学・大学院】学校教育法施行規則第六十五条の二「大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程(大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻)ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 一 卒業又は修了の認定に関する方針 (以下、省略)」
1-3 保健師教育課程のディプロマ・ポリシーと整合性のある保健師教育の目的・目標を明確に定め、公開している	・保健師教育課程のDPと整合性のある保健師教育の目的・目標が明確に定められているか。 ・それらが組織の中で共有されているか(教職員と対象学生に明示しているか)。 ・学外に公表しているか。

基準2 保健師教育課程の編成	
評価の意図	保健師という実践能力を有する専門職の教育課程として、学生にもつべき姿勢・態度の涵養を促し、専門的な知識・技術を教授する必要があるため、そのために保健師教育課程ディプロマ・ポリシーを達成させる教育課程を適切に編成しなければならない。 そのため、この基準では、カリキュラム・ポリシー(保健師教育課程の編成と教育内容・方法に関する基本的な方針)が明確化され、かつ看護師教育を基盤に順序性を考慮した適切な授業科目を体系的に配置した保健師教育課程の編成であることを評価する。
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
2-1 保健師教育課程は、看護師教育を基盤に編成されている	保健師教育は、看護師教育を基盤として考えられていること。尚、教育課程とは、カリキュラム全体の編成をいう。 つまり、「看護師教育の上乗せ教育」であると理解可能な保健師教育の内容とカリキュラム編成、および看護師教育における領域別実習科目の開講時期終了後に公衆衛生看護学実習の履修時期を設定する組立て(順序性)、これら进行评估する。
2-2 保健師教育課程のディプロマ・ポリシー達成のために必要な保健師教育課程の編成方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に定め、公開している	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師教育課程のDP達成のために必要な保健師教育課程の編成方針(Curriculum Policy [CPカリキュラム・ポリシー])が明確に定められているか。 ・その方針が組織の中で共有されているか(教職員と対象学生にそれらを明示しているか)。 ・学外に公表しているか。 <p>【大学・大学院】学校教育法施行規則第百六十五条の二「(前略) 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 (以下、省略)」</p>
2-3 保健師教育課程の内容・単位は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を満たしている	保健師教育課程の内容・単位と、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の整合性を評価する。 ・指定規則に定める内容・単位と同等、またはそれ以上であること。

基準3 保健師教育科目における授業科目の配置と授業計画		
評価の意図	保健師教育課程のカリキュラム・ポリシーに則り、教育上の成果を上げるために必要な教育内容を効果的な教育方法を用いて教授しなければならない。 そのため、この基準では、保健師教育カリキュラムに設定された各授業科目の目的・目標が明示されていること、それに合わせた教育内容・授業形態・評価基準が明確にされていること、保健師教育課程の目的を達成する学習効果を得るために講義・演習・実習を効果的に展開していることを評価する。	
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	
3-1	保健師教育課程のカリキュラムの編成方針に基づき、授業科目が体系的に配置されている	保健師教育課程のCPIに基づき、保健師教育の授業科目が体系的に配置されているか(例:カリキュラムツリー、カリキュラムマップ等の作成)。 ・学生にも理解できるような配置になっているか。 (※読み替え科目がある場合、それらの位置づけについて受講学生に示されることも重要である。)
3-2	編成された科目の目的・目標設定に「公衆衛生看護学教育モデルコアカリキュラム」「卒業時の到達目標と到達度」「国家試験出題基準」などを活用している	すべての教育機関が保健師教育の基盤となる「公衆衛生看護学教育モデルコアカリキュラム」などの考え方や内容について、意図をもって科目配置に反映させているか。 【大学院】科目の目的・目標設定に「保健師教育における大学院カリキュラムモデル(全保教版2020)」を活用しているか。
3-3	保健師教育課程の目的達成に向けた学習効果が得られるように、講義・演習・実習等の授業形態が展開されている	学習効果が得られるような展開とは、科目の順序性と授業形態(講義・演習・実習など)の組み合わせによる相乗効果を考慮した保健師教育課程全体の科目の配置や概要にしているか。
3-4	保健師教育科目の授業計画をカリキュラムポリシーに基づき明確にし、公開している	保健師教育科目の授業内容(科目の目的、目標、内容、評価基準など)をカリキュラムポリシーに基づき明確にしているか。 ・保健師教育科目の授業計画をシラバスに明記しているか。 ・保健師教育科目全体のシラバスを公開しているか。

基準4 保健師課程学生の選抜		
評価の意図	保健師教育課程は、それぞれが定める保健師教育の理念・目的を達成するために、保健師になる志向性と資質をもった学生を適切に選抜しなければならない。 そのため、この基準では、保健師教育課程の学生受け入れに関する基本的な方針(アドミッション・ポリシー)を明確に定め、それに基づき適切かつ公正に受け入れる選抜/選考方法を明示していること、さらにその方法が適切に運用されていることを評価する。	
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	
4-1	保健師教育の目的に沿った学生の受け入れに関する基本的な方針を明確に定め、公開している	保健師教育の理念・目的に添った受け入れ、または選考に関する基本的な方針(Admission Policy [AP アドミッション・ポリシー])を明確に定めているか。 ・APに、保健師教育履修に必要な基礎的学力、保健師としての志向性と将来展望、保健師に必要な視点と適性などについて、明記しているか。 ・その方針が組織の中で共有されているか(教職員と学内受験者にそれらを明示しているか)。 ・学外受験者に公表しているか。 【大学・大学院】学校教育法施行規則第百六十五条の二「(前略) 三 入学者の受け入れに関する方針」 【大学専攻科】学校教育法第九十一条「(省略)大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、(以下、省略)」 【短期大学専攻科】学校教育法施行規則第百五十五条第二項「学校教育法第九十一条第二項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。(各号を省略)」
4-2	保健師教育課程の教育目的や教育体制に見合った学生定員が設定されている	学生定員とは、「保健師教育課程の学生定員(保健師教育を受ける学生人数)」を指す。
4-3	保健師教育課程のアドミッション・ポリシーに沿って、入学生/履修生の選抜/選考方法が明確に定められている	APに向けて適切に選抜/選考する公正な方法を明確に定めているか。 ・APに添った明確な選抜/選考方法が、組織の中で共有されているか(教職員と対象学生にそれらが明示されているか)。 ・学外受験者に公表しているか。
4-4	保健師教育課程の入学生/履修生の選抜/選考が公正に実施されている	選抜/選考の基準が明確に決められ、かつ手続きに従って公正に実施されていること。 【大学院】大学院設置基準第一条第3項「入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」 【大学】大学設置基準第二条の二「入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」
4-5	保健師教育課程のアドミッション・ポリシーに沿った入学生/履修生の選抜/選考の方法を定期的に検証している	定期的な検証を行っているか。 ・保健師教育の途中における「保健師としての適性・実践能力等」の評価 ・保健師教育課程修了者数と保健師就職実績など、アウトカムからの検証
4-6	保健師教育課程の学生定員に対し、適正な入学生/履修生の人数を確保している	保健師教育課程定員に対する在籍者数の欠員(休学者を含む)または超過(次年度への留年者を含む)がないか。 ・欠員または超過がある場合、その適正について説明可能か。
4-7	保健師教育課程の学生定員と入学生/履修生の人数の関係が適正になるように改善の取り組みが行われている	・定員と実入学者数(または選択履修者数)との関係の適正化が図られているか。 ・適正な履修者数となるような改善の取り組みをしているか。
4-8	保健師教育課程のアドミッション・ポリシーに沿った入学生/履修生が選抜/選考されるよう、検証結果を選抜方法改善に活かしている	基準4-5(保健師課程学生の選抜/選考方法に関する定期的な検証)の結果を改善の取り組みに活かしているか。

基準5 保健師教育の体制整備					
評価の意図	<p>保健師教育体制が適切に整備されているかどうかは、保健師教育課程の質を保証する評価として重要である。教育機関には各保健師教育課程の目的および教育目標の達成に向け、その教育を支えるしくみがあり、適切な教員組織と学習環境、実習指導体制が整備されていることが基盤となる。</p> <p>具体的には、教育を検討する組織の設置、保健師教育を担う人材として十分な教育能力と専門的知識・経験を備えた教員の任用、外部人材を含めた保健師教育の環境・体制の整備、適切な実習施設の確保、連携・協力体制の構築が重要であり、これらが専任教員を中心に機能していることがこの基準のコア部分である。さらに、保健師教育の質向上の基盤となる教員の研究活動も評価する。</p>				
	基準5-1 保健師教育を支える基盤				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>備考(考え方・解釈・関係法規など)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5-1-1 保健師教育実施上適切な教員組織を編成している</td> <td> <p>この項目では、保健師教育を行う教員の質と教員組織の構成を問う。</p> <p>・すべての教育機関が、保健師助産師看護師学校養成所指定規則「保健師学校養成所の指定基準」第二条第四項「別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。」を満たしているか、教員組織が適切に編成されているかを評価する。この条項は、保健師学校養成所としての根幹にかかわる内容である。</p> <p>【大学／大学院】大学設置基準第四章(教員の資格)と各教育課程の教員採用方針に沿って確保され、指定規則に則り、教員組織が編成されているかを評価する。</p> <p>【短期大学専攻科】短期大学設置基準第二十条「短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第5の1の要件(以下に抜粋)を満たしているか。</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上(以下「教育に関する科目」という。)を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>ア 保健師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ(ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者(以下の3項目を省略)</p> <p>(5) 専任教員:「採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくない。」</p> <p>(15) 教務主任:「専任教員の経験を3年以上有する、または所定の講習会等の修了、これらと同等以上の学識経験を有する。」</p> <p>3 実習調整者(臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者):「定められていること。専任教員は実習調整者になることができる。」</p> <p>4 実習指導教員:3年以上当該資格の業務に従事した保健師、「同一期間に実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数をふまえ適当数確保することが望ましい。」</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	5-1-1 保健師教育実施上適切な教員組織を編成している	<p>この項目では、保健師教育を行う教員の質と教員組織の構成を問う。</p> <p>・すべての教育機関が、保健師助産師看護師学校養成所指定規則「保健師学校養成所の指定基準」第二条第四項「別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。」を満たしているか、教員組織が適切に編成されているかを評価する。この条項は、保健師学校養成所としての根幹にかかわる内容である。</p> <p>【大学／大学院】大学設置基準第四章(教員の資格)と各教育課程の教員採用方針に沿って確保され、指定規則に則り、教員組織が編成されているかを評価する。</p> <p>【短期大学専攻科】短期大学設置基準第二十条「短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第5の1の要件(以下に抜粋)を満たしているか。</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上(以下「教育に関する科目」という。)を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>ア 保健師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ(ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者(以下の3項目を省略)</p> <p>(5) 専任教員:「採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくない。」</p> <p>(15) 教務主任:「専任教員の経験を3年以上有する、または所定の講習会等の修了、これらと同等以上の学識経験を有する。」</p> <p>3 実習調整者(臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者):「定められていること。専任教員は実習調整者になることができる。」</p> <p>4 実習指導教員:3年以上当該資格の業務に従事した保健師、「同一期間に実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数をふまえ適当数確保することが望ましい。」</p>
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)				
5-1-1 保健師教育実施上適切な教員組織を編成している	<p>この項目では、保健師教育を行う教員の質と教員組織の構成を問う。</p> <p>・すべての教育機関が、保健師助産師看護師学校養成所指定規則「保健師学校養成所の指定基準」第二条第四項「別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。」を満たしているか、教員組織が適切に編成されているかを評価する。この条項は、保健師学校養成所としての根幹にかかわる内容である。</p> <p>【大学／大学院】大学設置基準第四章(教員の資格)と各教育課程の教員採用方針に沿って確保され、指定規則に則り、教員組織が編成されているかを評価する。</p> <p>【短期大学専攻科】短期大学設置基準第二十条「短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第5の1の要件(以下に抜粋)を満たしているか。</p> <p>(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上(以下「教育に関する科目」という。)を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。</p> <p>ア 保健師として5年以上業務に従事した者</p> <p>イ(ア)から(ウ)までのいずれかの研修(以下「専任教員として必要な研修」という。)を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者(以下の3項目を省略)</p> <p>(5) 専任教員:「採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくない。」</p> <p>(15) 教務主任:「専任教員の経験を3年以上有する、または所定の講習会等の修了、これらと同等以上の学識経験を有する。」</p> <p>3 実習調整者(臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者):「定められていること。専任教員は実習調整者になることができる。」</p> <p>4 実習指導教員:3年以上当該資格の業務に従事した保健師、「同一期間に実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数をふまえ適当数確保することが望ましい。」</p>				

(全保教)教育体制委員会

基準5-1 保健師教育を支える基盤(つづき)		
	項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
5-1-2	保健師教育課程の規模に応じた教育上必要な教員数が確保されている	<p>この項目では、保健師教育を行う教員の量、つまり教育上必要な専任教員数が確保されているかを問う。</p> <p>【すべての教育機関】保健師助産師看護師学校養成所指定規則 「専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。教務主任は一課程に一人おくことができる。」</p> <p>【大学／大学院】大学設置基準第十条(基幹教員数)および各教員採用方針に沿って教員数が確保されているかを評価する。 [大学設置基準] ・「別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数」:収容定員200-400名の看護学関係学部では12名</p> <p>【短期大学専攻科】短期大学設置基準第二十条「短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドラインにおける専任教員数の要件(第5の1(8)(9))を満たしているかを評価する。 ・専任教員は3人以上、「学生定員が20人を超える場合には、20人を増すごとに1人増員することが望ましい」</p>
5-1-3	保健師教育課程の教員は、教育課程に応じた教員としての要件を満たしている	<p>この項目では、保健師教育課程に係る教員の質を問う。</p> <p>【すべての教育機関】保健師助産師看護師学校養成所指定規則第二条 第四項における「別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。」を満たしていること。</p> <p>【大学／大学院】大学設置基準第四章(教員の資格)と各大学の教員確保の考え方(職員採用方針)に沿って確保されているか。「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告」に沿っているか。</p> <p>【短期大学専攻科】短期大学設置基準に沿っているか。</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第五の1(5)専任教員、1(15)教務主任、3実習調整者、4実習指導教員の要件を満たしているか。 ・ガイドライン第5の1(1)保健師養成所専任教員の要件「保健師として5年以上業務に従事+指定の研修を修了[または同等以上の学識経験を有する]。ただし、保健師として3年以上業務に従事し、大学の教育に関する所定科目計4単位以上を履修して卒業、又は大学院の教育に関する科目を履修したものは、専任教員となることができる。」を満たしていること。 ・専任教員但し書き「採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から5年以上離れている者は好ましくない。」</p>
5-1-4	保健師教育に係る重要事項を審議する組織が、必要な活動を行っている	<p>保健師教育の重要事項を審議する基盤組織の設置と、その活動状況を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項:課程変更(大学院への移行等)、学生定員の変更、教員人事等 ・審議する組織:重要事項を審議するのに適切な人材構成 ・必要な活動:決定する上で重要となる情報収集・分析・検討等(保健師希望者への調査、自治体の採用方針の把握や主管部署への働きかけなど)と事項の協議
5-1-5	カリキュラムや教育方法等を検討する組織が、必要な活動を行っている	<p>日々運用されている保健師教育のカリキュラムや教育方法についての見直しや修正等を行っているかを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム検討・教務関連・、実習に関する検討会議、担当教員の検討など
5-1-6	保健師教育課程に必要な予算措置がなされている	<p>教育に要する経費(教材費・図書費・外部講師謝金等)や実習に伴う経費(実習指導謝金・経費、指導に関わる旅費等)が適切に確保されていること。</p> <p>各養成機関により予算配分が異なるため、上記を元に判断して評価すること。</p>
5-1-7	保健師教育を充実させるため、教員が研究に取り組める環境が整っている	<p>教員が研究に取り組むための環境(時間・場所・予算・相談支援体制・研究倫理審査委員会など)が所属機関に整えられているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金を獲得するための支援(研究支援部署による応募前の説明会、審査のポイントなどの研修会等)も含め、総合的に判断する。

基準5-2 教員組織および教育人材		
項目		備考(考え方・解釈・関係法規など)
5-2-1	指定規則の科目とそれ以外の関連科目との教育が教員間の連携のもと実施されている	ここでは保健師教育課程の専任教員と他学科・分野教員間の連携のもとに、保健師教育が実施されていることをいう。
5-2-2	教育上主要と認める授業科目には、専任教員を配置している	「主要と認める科目」とは、指定規則上の公衆衛生看護学18単位を指す。「専任教員」は指定規則に示された教員であり、正職員(常勤)を指す。(※5段階評価では、科目全てに配置できていれば「5: そのとおりである」)
5-2-3	授業科目の目標達成に向けて必要となる知識・技術を有する教員が配置されている	「授業科目」とはすべての科目を指す。公衆衛生看護学以外の科目では、相応の学識経験を有する者であれば保健師以外も常勤非常勤を問わず適切と判断する。 【大学】学校教育法第九十二条「(前略)教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。(助手の表記を省略)講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。」 【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第5の1「(1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次(省略)のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる。」
5-2-4	教員の採用・昇格にあたっての基準等が明確に定められ、適切に運用されている	教員の採用と昇格に関する規則等がある、または採用・昇格に関する委員会組織があり、適切に運用されている。
5-2-5	保健師教育課程の教員は専門性にかかわる学術的発展を支える研究を行いそれを教育に活かしている	それぞれの専門分野の学術的発展に貢献する研究活動を行い、それを教育に反映させていること(研究業績の把握、教材開発や教育方法・内容等への反映、自治体保健部門との共同研究の実施や科学的根拠の提示など)。
5-2-6	ラダー等を活用し、教員の教育・研究の能力向上を計画的に推進している	ラダーとは、組織独自のものや全保教作成ラダーをいう。 【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第5の1専任教員及び教務主任「(12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。」
5-2-7	教員の教育活動が継続的に評価されている	自己評価が行われていること、加えて授業評価アンケートなどをもとに他者評価(学生)が行われていること。
5-2-8	教員の研究活動が継続的に評価されている	組織において研究活動を評価する仕組みがあり、自己評価と他者評価が定期的実施されていること。評価の回数等は各教育機関の規定による。
5-2-9	教員の教育・研究活動の評価による改善すべき課題について、組織的な取り組みが行われている	個人として教育・研究の評価をふまえた改善計画を作成して取り組み組織として支援体制を整えているかなど。
5-2-10	教育活動を展開するために必要な教育支援者が適切に配置されている	教育支援者とは、事務職員や技術職員等をいう。すべての教育機関が、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第二条十「専任の事務職員を有すること」を満たしているか。 【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第五6「専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を学生数などを勘案して1名以上配置すること」を満たしているか。

(全保教)教育体制委員会

基準5-2 教員組織および教育人材(つづき)		
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	
5-2-11	保健師教育を担う教員が、保健師の現任教育に貢献している	保健師人材育成に直接的に貢献しているか。 ・地域における現任教育と基礎教育の連携 ・人材育成会議への出席 ・全国保健師教育機関協議会の人材育成活動への参画 など
5-2-12	保健師教育を担う教員が、教育機関組織や学会活動等の社会的活動に貢献している	教員が教育機関組織(全国保健師教育機関協議会など)や学会活動等に貢献している。最新の情報を得ることや社会に貢献することを推進する職場風土の醸成と、これらが可能な勤務体制をとっているか。
5-2-13	教育機関の施設・人的資源等を地域社会に還元し、地域の保健医療福祉に貢献している	教育機関として、災害時等の健康危機管理や地域包括ケア推進などにおける教育支援・人材派遣・施設/物品活用など、地域の保健医療福祉に貢献しているか。

基準5-3 施設・設備および図書館・学習情報システム・情報管理	
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
5-3-1	<p>保健師教育課程の運営に必要な種類、規模、質および数の施設と設備が備えられている</p> <p>教育・学習、研究、学生指導のために使用できる部屋があるか。 (教室・実習室・自習室・図書館・教員室・事務室・面談室、その他の施設) 教員室については、専任教員1名につき1室が備えられていることが望ましい。 必要時に適宜検討がなされ、時代に合った整備を進めているか。</p> <p>【大学】学校教育法第九十九条「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」 大学設置基準第三十六条「大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第7「施設設備に関する事項」と別表7「機械器具、模型及び図書(保健師養成所)」の要件を満たしているか。</p>
5-3-2	<p>保健師教育と研究活動のための施設と設備を学生と教員が有効活用している</p> <p>保健師教育課程の学生の学習活動(研究を含む)と教員の教育研究活動を展開するために整備された施設と設備が、有効に活用されているか。</p>
5-3-3	<p>保健師教育課程の学生の学習および教員の教育研究活動を行う上で、必要なICT環境が整備されている</p> <p>教育機関側のネット環境(※学生がノートパソコンを使えるネット環境も含む)が整い、必要なパソコン台数があり、セキュリティ対策がとられているか。 活用のための組織の支援(予算確保、故障時対応など)と学生側へのICTの支援(活用についての指導など)が行われているか。 ・デジタル化推進にあたっての教職員・学生対象の講習会開催など</p>
5-3-4	<p>図書館には学生と教員の教育研究活動に必要な資料が系統的に収集・整理されている</p> <p>公衆衛生看護学・疫学・保健統計学等の学習・研究に必要な図書・雑誌が系統的に整備されているか。文献検索データベースや雑誌のオンライン閲覧を学生と教員が活用できるようにしているか(他大学への複写依頼サービスを含む)。</p> <p>【大学】大学設置基準第三十八条「大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法(注釈略)により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料(次項において「教育研究上必要な資料」という。)を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関するガイドライン第七の2教室等「(3)図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。」と別表7の図書「保健師教育に関する図書1,500冊以上、学術雑誌20種類以上」、その備考「図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。」</p>
5-3-5	<p>学習および教育研究のための図書館資料やオンライン検索システムが有効に活用されている</p> <p>図書館に配備された図書・雑誌とオンライン検索システムが、学生と教員により有効に活用されているか。 (図書館を通じて他大学への複写依頼サービスを活用しているかを含む。)</p>
5-3-6	<p>図書館の開館時間が学生の学習及び教員の教育・研究のために十分に確保されている</p> <p>主体的学習環境として、授業時間や自己学習時間などを考慮して開館しているか。 図書館利用規程が整備され、学生と教職員に周知されているか。</p>
5-3-7	<p>学生の個人情報(氏名・住所・成績・奨学金・相談・カウンセリング内容・記録等)が適切な場所に保管されているか。 ・教職員全員が学生の情報の管理について理解し、適切に活用・対応しているか。</p>
5-3-8	<p>実習で関わる対象者の個人情報が適切に管理されている</p> <p>・看護職の倫理や訪問・相談記録等、対象者の個人情報の管理について学生に指導し、問題の発生予防と発生時の適切な対応策を決め、実施しているか。 ・対象の情報管理について、学生と教員が共通理解をし、適切に対応しているか。</p>

基準5-4 実習施設および指導体制整備		
項目		備考(考え方・解釈・関係法規など)
5-4-1	保健所および市町村において実習している	保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表1「保健所・市町村」の「・」は「及び」であるとの文部科学省の見解(2014)により、学生全員が両方の実習施設において実習していること。
5-4-2	保健所・市町村以外の、産業保健、学校保健を含む多様な教育の場を確保している	【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第8の3保健師養成所「(2)実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、子育て世代包括支援センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。」および「別表1保健師教育の基本的考え方、留意点等」を満たして、多様な実習施設を確保していること。 【他の教育機関】社会と保健師の就業場所の変化に伴い、保健師養成機関には上記と同様のことが求められる。
5-4-3	実習施設には、学生実習を受け入れる担当組織(部署)が明確になっている	【大学/大学院】大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会第二次報告看護学実習ガイドライン(2020年3月30日)のⅡ-1. 大学と実習施設との組織的体制づくりの要件を満たしていること。 【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第8の3「(1)実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。 ア 業務指針が作成され、活用されていること。イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。エ 適当な実習指導者が定められていること。オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。」を満たしていること。
5-4-4	実習施設には、責任をもって継続的に関わる実習指導者が明確に配置されている	ア 業務指針が作成され、活用されていること。イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。エ 適当な実習指導者が定められていること。オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。」を満たしていること。
5-4-5	実習連絡会議の開催など、実習施設との連携・調整の場を設けている	実習施設と、保健師教育に関する情報共有と意見交換の場を設けているか。 実習受け入れ担当部署の責任者と保健師教育の責任者が、実習前や必要時に、保健師教育と実習の受け入れについて話し合う機会をもっているか。 実習施設の主担当の指導者とその施設の主担当教員が、実習前から実習に向けた連携のための関係をつくっているか。
5-4-6	教育目的、当該実習の学修目標と到達レベルについて、実習指導者・実習施設と共有している	実習施設とその指導者に、保健師教育課程の目的とその達成に必要な実習の内容・方法を具体的に説明しているか。 実習の目的や目標、具体的な内容・方法を実習要項に明文化し、実習指導者と教員が共有しているか。
5-4-7	実習指導者と指導教員が、実習経験内容や指導計画について検討・調整・報告等の情報共有をしている	実習施設の主担当の指導者とその施設の主担当教員が、実習経験内容の調整、指導方針の確認、指導計画、指導の役割分担など、学生の実習体験と学習達成度の質を上げるための情報共有と話し合いをしているか。
5-4-8	実習施設の指導者と教員側による実習の質向上に向けた研修等の取り組みがなされている	【大学】大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会第二次報告看護学実習ガイドライン(2020年3月30日)の要件を満たしていること。 【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第8の1「実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。」を満たしていること。 ・研修:厚生労働省若しくは都道府県主催の実習指導者講習会の他、教育機関主催の研修会なども含まれる。
5-4-9	実習施設には、学生が実習するために必要な場所が確保されている	学生が実習するために必要な場所を実習施設が確保しているか。 ・カンファレンスや面談に活用可能な場所 ・実習記録や学習に必要な物品の保管場所 ・学生用更衣室 ・休憩可能な場所 など 【大学】大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会第二次報告看護学実習ガイドライン(2020年3月30日)の要件(P.5)を満たしていること。 【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第8の2(5)実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。」

基準6 教育内容・指導方法と学生の学習状況		
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	
評価の意図	保健師教育課程が教育上の成果を上げるために、適切な教育内容・指導方法を整備することが重要である。その教育内容・指導方法による教育効果を検証するため、また、教育内容・指導方法の改善を図る組織体制を整備するため、学生の学習状況の評価が必要である。その評価結果と学生の学習状況をもとに、教育内容と指導方法の改善を進める。 そのため、この基準では、保健師教育に相応しい科目が適切な教育内容と指導方法により教育効果を上げていること、効果を上げるための工夫と改善を継続していることを評価する。	
6-1	保健師教育の目的に沿った各授業科目となるよう教育内容を工夫している	<ul style="list-style-type: none"> 各科目の教育内容がカリキュラムポリシーに基づくものか。 各科目の担当者が、相応しい教育内容になるよう工夫しているか。 学生が教育内容を理解できるよう、シラバスに明示しているか。
6-2	講義、演習、実習等の授業形態の組合せ・順序性・バランスが適切である	<p>教育内容に合わせた授業形態(講義、演習、実習等)を選び、学習効果を考慮して組合せと順序性を決め、適切なバランス(学習量、技術経験の質と量、次の学習内容への準備 など)により科目を構成しているか。</p> <p>※学生の学習量:事前学習と事後学習を含めて適切であるか。</p>
6-3	各授業形態において、教育内容に応じた適切な指導方法や授業運営の技法を採用している	<p>習得する必要がある知識・技術に応じた演習、ロールプレイ、事例の活用、および実践家や当事者の講話等を取り入れているか。</p> <p>※授業運営の技法:協調・協同学習、PBL等のプロジェクト学習、双方向的・多方向的な学習、フィールド学習など</p>
6-4	教育の目的に照らして、実習内容を工夫している	<p>実習内容には、教育目的に添って学生を育てる工夫があるか。</p> <p>(例)・多様な対象への家庭訪問、継続訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健データと地区踏査の情報を統合させた地域診断 地域の健康課題やニーズに添った健康教育内容や施策化 対象と地域の特性に合わせた健康教育方法 ICT技術を活かした保健事業の提案 個人と集団の相互関係を学ぶことが可能な実習内容 ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチ など
6-5	講義・演習の受講により主体的に学習を進める学生が増えた	<ul style="list-style-type: none"> 学生が事前学習に取り組み、授業に出席しているか。(出席率) 学習当初よりも授業中の学習に集中する学生や意見や質問をする学生が増えた。 学生が事後学習に取り組み、学習を主体的に進めているか。 授業に触発され、学習意欲が高まり主体的に新たな学習を始める学生がいるのか。 授業評価、授業アンケート等から判断する
6-6	実習体験により、主体的に学習を進める学生が増えた	<ul style="list-style-type: none"> 学生自らが地域住民に接し、働きかけ、それを省察し、改善したか。 関連する最新情報や関連文献を探し、その内容を活用したか。 地区踏査の目的・方法・スケジュールを主体的に検討、実施したか。 地域の情報と個別情報を統合させ、時間軸をもって考えたか。 実習体験と学習から学習意欲が高まり「地域における看護」を考えようとしたか。 実習評価表等(学生および実習指導者、担当教員)から判断する
6-7	授業の課題レポート・発表、実習の成果物、論文等の評価から判断して学修成果が高まった	<ul style="list-style-type: none"> 講義、演習、実習、研究の学習成果を公衆衛生看護の実践活動に活用できるか。 学生は科目の進行に応じて、学修達成度が上がったと自己評価している。
6-8	単位取得状況等から判断して、学習成果が上がっている	<p>履修者数と単位取得者数、学生の学習に対する意欲や関心、進級・休学・退学の状況などから判断して、対象学生(学年)の学習成果が上がっているか。</p> <p>・学習成果に課題があった場合、指導方法などの見直しに取り組み、その成果がみられたか。</p>
6-9	成績評価基準が策定され、周知されている	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準が学生に理解できるよう、シラバスとして明示されているか。
6-10	成績評価基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されている	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価基準に従って、各科目の成績評価と単位認定が行われているか。 成績評価基準の見直しに定期的に取り組んでいるか。
6-11	成績評価の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられている	<ul style="list-style-type: none"> 組織として、全授業科目の成績評価分布と単位認定状況を確認、評価の客観性と厳格性の担保に向けて教員への指導がなされているか。 自己評価(科目担当者、教務委員会)、学生による評価(科目評価)、実習施設による評価を実施し、評価結果を活用して成績評価の適正化に向けた取り組みを行っているか。

基準7 学習・生活支援		
評価の意図	保健師教育課程では、教育の目的・目標の達成に向けて学習がスムーズに進むよう学生を支援すること、学生の生活支援を実施することが必要である。さらに、キャリア支援の一環として、学生の就職に関する支援も行う必要がある。 そのため、この基準では、学習・生活の支援体制を整備していること、学生にその体制の周知をして活用できるよう配慮していること、さらにその結果として学生からよい評価を得ていることを評価する。	
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)	
7-1	学生の主体的学習を支援する体制があり、有効に活用されている	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な学習(自主学習)を支援する体制ができているか。(学生が自主学習できるよう、教室の開放時間や使用ルールなどを整備しているか、授業の事前・事後学習を促す体制を整えているかなど) ・授業評価の回答率が高くなってきたか。 ・主体的学習の質問項目の回答割合が高くなってきたか。 ・評価結果を主体的学習を促進させる教育改善につなげているか。(自主学習用のスペースが活用されているか、使用ルールが守られているか、授業の事前・事後学習を促す教育を実施しているかなど)
7-2	保健師教育に対する学生のニーズを把握する体制がある	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金や助成金など、学生の経済状態に応じた情報提供がなされているか。 ・学生のニーズを把握する体制があるか。 <p>【大学院】大学院設置基準第八条第3項「大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。」</p> <p>【大学】大学設置基準第七条第3項「大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。」</p> <p>【短期大学】短期大学設置基準第二十条第3項「短期大学は(以下、大学の条文に同じ)。」</p> <p>【専修学校】看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第5の1「(13)学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。」</p>
7-3	学生のニーズに応じて、相談・支援を適切に実施している	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金や助成金など、学生の経済状態に応じた情報提供がなされているか。 ・支援を必要とする学生の相談体制があるか。 ・相談体制を整えて実施しているか(個別面接の実施、担当者の周知等)。
7-4	学習支援に関する学生のニーズを把握している	学習支援に関する学生のニーズを定期的に、または必要時に、把握しているか。
7-5	学習支援に関する学生のニーズに応じて、学生支援が適切に行われている	学習支援に関する学生のニーズに応じて、学習や就職・進学等の相談、必要時の支援(学修特別配慮、推薦書、面接指導など)が行われているか。
7-6	学生の意向を尊重して就職・進路支援が行われている	<ul style="list-style-type: none"> ・就職情報の掲示や就職情報を得る方法について情報提供されているか。 ・就職活動についての相談体制が整えられているか。 ・キャリアプランについての相談の機会を設けているか。

基準8 保健師としての実践能力の習熟度	
評価の意図	<p>保健師教育課程では、教育した結果、学生が保健師として活動できるかどうか、つまり保健師としての実践能力の習熟度を評価しなければならない。</p> <p>そのため、この基準では、各養成機関の判断基準の他、厚生労働省や全国保健師教育機関協議会による各種評価指標に照らし合わせた評価や教育の結果、免許取得につながり、かつ保健師として実際に活動可能な準備が整ったのかも評価する。これは卒業時点だけでなく、その後の就業状況からも継続して評価していくことが必要である。</p> <p>なお、「保健師としての実践能力」とは、基本的能力(保健師という職業についての価値と信念[アイデンティティ]、倫理観、責任感)と専門能力(個人・家族支援能力、地域支援能力、地域健康開発・変革・改善能力)をいう。</p>
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
8-1	<p>「保健師教育評価の指標(改正版)全国保健師教育機関協議会版(2020)」による評価から判断して、卒業時に保健師としての実践能力の基盤を修得できた</p> <p>・「保健師教育の評価指標」による評価を時期や回数を設定して実施していること。 https://doi.org/10.32117/hokenshikyoku.6.1_11</p> <p>・卒業時に実践能力の習熟度を判断していること。(時期や回数は各教育機関による。)</p>
8-2	<p>「保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度」の評価から判断して、卒業時に保健師としての実践能力の基盤を修得できた</p> <p>・「到達度」による評価を時期や回数を設定して実施していること。</p> <p>・最終的に、卒業時に実践能力の習熟度を判断していること。(時期や回数は各教育機関による。)</p>
8-3	<p>保健師教育課程のディプロマ・ポリシーに示した学生像に到達できた</p> <p>上記8-1, 2や各教育機関のディプロマ・ポリシー到達状況を合わせて判断する。</p>
8-4	<p>保健師国家試験に合格した学生が一定レベル以上ある</p> <p>保健師国家試験の合格率から判断する。(保健師国家試験の合格が一定レベルの実践能力を保證すると考える。)</p>
8-5	<p>卒業する学生の一定数が保健師として就職した</p> <p>保健師としての就業率から判断する。</p> <p>・卒業生を輩出して3年以上経過している教育機関は過去3年間の就業率から判断する。</p>
8-6	<p>就職先から新任保健師としての実践能力が良好であると評価されている</p> <p>卒後に卒業生や就職先から評価を得ている場合(就業先への調査等)、その結果から判断する。</p>

基準9 教育の内部質保証システム	
評価の意図	<p>保健師教育の質を保証するためには、各教育機関が組織的・継続的に保健師教育を評価し、教育改善に向けた取り組みを展開することが必要である。</p> <p>具体的には、教育の主体である学生と教員からの評価に加え、第三者による評価も重要となる。これら評価を実施して結果を改善につなげるしくみが整備され、教育の質保証を図るためにそのシステムが機能し続けることが求められる。教育の改善には、短期的な改善と長期的視点に立つ改善への取り組みがあり、両方の評価を行う。さらに、時代の変化や社会の要請に応じて、保健師教育の方針や方法を変化させて質保証を図ること、並びに評価結果の公表も評価する。</p> <p>なお、保健師課程学生の選抜(基準4)、教育内容と指導方法(基準6)、保健師としての実践能力の習熟度(基準8)についての評価は、各基準において行うこととし、それらを他の基準の評価と合わせて総括し、保健師教育の改善につながる内容を本基準の評価とする。</p>
項目	備考(考え方・解釈・関係法規など)
9-1	<p>学内の評価委員会等において保健師教育についての現状分析をし、評価している</p> <p>自己評価しているか。 ・教育機関評価委員会 など (※教務/学務事項などの担当委員会である上部組織とする。)</p>
9-2	<p>授業計画について、現状分析し、評価している</p> <p>自己評価しているか。 ・カリキュラム検討委員会など(※教務/学務事項担当委員会の別組織とする。) ・基準3-1(保健師教育課程のカリキュラムの編成方針に基づき、授業科目が体系的に配置されている)に基づく授業計画であること。</p>
9-3	<p>教育内容・指導方法について、現状分析し、評価している</p> <p>自己評価しているか。 ・担自己評価とは所属するチーム(教育機関、公衆衛生看護分野)、教員個人の評価なのか など</p>
9-4	<p>9-1から9-3の評価内容について、学生から評価を受けている</p> <p>教育の対象である学生からの評価を受ける機会を設け、実施しているか。 ・授業評価、卒業時評価 など</p>
9-5	<p>9-1から9-3の評価内容について、第三者から評価を受けている</p> <p>第三者からの評価を受ける機会を設け、実施しているか。 ・実習施設、都道府県、大学分野別評価、第三者評価委員会 など</p>
9-6	<p>9-1から9-5に係る評価結果をもとに、次年度の教育の改善に取り組んでいる</p> <p>評価結果を次年度の教育内容や授業計画に反映しているか。</p>
9-7	<p>9-1から9-5に係る評価結果をもとに、当該教育機関として今後の保健師教育のあり方について検討している</p> <p>評価結果をもとに、より質の高い保健師教育のあり方を検討しているか。 ・課程変更、学内外から適切と認められる学生定員数、教員の定員と配置、上乘せ教育となる科目配置、保健師実践能力を高める教育内容・指導方法 など</p>
9-8	<p>評価結果を定期的に学内および学外に公表している</p> <p>自己評価の結果と学生・第三者による評価結果を定期的にホームページなどにより広く公表していること。</p>